

# 人から取得された試料及び情報等の保管 に関する業務手順書

## 更 新 履 歴

版	承認日	承認者
1.0	平成 27 年 4 月 13 日 施行	経営戦略会議

## 目次

1. 総則.....	3
2. 定義.....	3
3. 研究者の責務.....	3
4. 研究責任者の責務.....	3
5. 研究機関の長の責務.....	3
6. その他.....	4
別紙 人から取得された試料及び情報等の保管場所及び保管責任者	

## 1. 総則

本手順書は、静岡県立静岡がんセンター(以下「当センター」という。)における臨床研究及び疫学研究など人を対象とする医学系研究が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて適正かつ円滑に行われるよう、人体から取得された試料及び情報等の保管に関して、研究者等が実施すべき事項を定めるものである。

## 2. 定義

本手順書における用語を以下のように定める。

- 1) 指針 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年12月22日文科省・厚生労働省告示第3号)を指す。
- 2) 資料・情報  
人体から取得された試料(サンプル)及び研究に用いられる情報(データ)をいい、死者に係るものを含むものとする。  
人体から取得された試料とは、血液、体液、組織、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって、研究に用いられるものをいう。  
研究に用いられる情報とは、研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって、研究に用いられるものをいう。

## 3. 研究者等の責務

研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料(以下「情報等」という。)を正確なものとするため、それらの収集、整理、保管及び分析にあたり万全の注意を払うものとする。なお、人から取得された試料及び情報等の保管場所及び保管責任者については別紙のとおりとする。

## 4. 研究責任者の責務

- 1) 研究責任者は、人体から取得された試料及び情報等を保管するときは、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された試料及び情報等の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行う。
- 2) 研究責任者は、上記1)の規定による管理の状況について総長へ少なくとも年1回報告するものとする。また、研究を終了又は中止するときは、当該研究で用いた人体から取得された試料及び情報等の管理の状況を明らかにする資料を添えて、総長へ報告するものとする。

## 5. 研究機関の長の責務

- 1) 総長は、当センターが実施する研究に係る人体から取得された試料及び情報等が適切に保管されるよう、監査などにより必要な監督を行う。
- 2) 総長は、当センターの情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めるものとする。
- 3) 総長は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を伴うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行う。また、連結可能匿名化された情報について、当センターが対応表を保有する場合には、対応表の保管についても同様とする。
- 4) 総長は、人体から取得された試料及び情報等を破棄する場合には、匿名化されるよう必要

な監督を行う。

## 6. その他

人を対象とする医学系研究を実施するにあたっては、本手順書を遵守する他、医療をはじめとする関係法令、通達、ガイドライン並びに当センターの規程等も遵守するものとする。

人から取得された試料及び情報等の保管場所及び情報等及び保管責任者			
保管するもの	対象となる研究	保管場所	保管責任者
1. IRB審査資料一式(紙媒体、電子媒体)(企業治験除く) 2. 患者同意書(原本) 3. 病理組織 4. バンキング対象検体(HOP E残存検体含む) 5. 上記以外の研究に関する試料及び情報等(1, 2は写しを保管すること。)	臨床研究・疫学研究	研究・研修班	総務課長
		診療情報管理室	診療情報管理室長
		病理診断部	病理診断科部長
		バイオバンク室	バイオバンク室長
		研究事務局	研究責任者
企業治験IRB資料 企業治験関連書類 企業治験契約関係書類	企業治験	治験管理室 PVC治験推進部 研究・研修班	治験管理室長 治験推進部長 総務課長
患者同意書については、研究責任者が写しを保管することを推奨			
対応表の管理			
保管するもの	対象となる研究	保管責任者	匿名化処理を行う者
匿名化番号 (バンキング対象検体、臨床研究のうち個人情報管理室で匿名化が必要なもの、(HOPE残存検体))	検体を伴う場合(病理標本を除く) 病理標本を使った研究(病理検査室外に持ち出す場合) 病理標本を使った研究(病理検査室内で使用する場合) 検体を伴わない場合(電子カルテの情報を使用する場合) 検体を伴わない場合(部門システムからの情報を使用する場合)(例)感染症) ヒトゲノム・遺伝子解析研究	個人情報管理室長	個人情報管理室補助者
		個人情報管理室長	個人情報管理室補助者
		診療科部長	研究責任者(又は責任者の管理のもとで研究者)
		診療科部長	診療科補助者(必要に応じて、個人情報管理室補助者を活用)
		部門の責任者	部門の責任者
個人情報管理室長 治験責任医師	個人情報管理室長 治験管理室CRC	個人情報管理室補助者 治験管理室CRC	有 無 無 有 無
診療科部長が対応表を管理する場合、電子カルテのファイルサーバーにフォルダーを作り保管することを推奨			